

## 大和郡山市バリアフリー基本構想改定業務委託 募集要領

### 1. 件名

大和郡山市バリアフリー基本構想改定業務委託

### 2. 概要及び目的

JR・近鉄郡山駅周辺地区、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区の 3 地区を対象とした移動等円滑化促進方針・マスタープランの作成やバリアフリー基本構想の改定には、福祉、交通、まちづくり分野等の幅広い分野で高い専門性が求められる。

そのため、この要領においては、公募型プロポーザル方式によって事業者から企画提案を募集し、最も本業務の遂行に適した能力を有する事業者を総合的な評価により、選定することを目的とする。

### 3. 業務概要

#### (1) 業務名称

大和郡山市バリアフリー基本構想改定業務委託

#### (2) 業務内容

大和郡山市バリアフリー基本構想改定業務委託仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

#### (4) 履行場所

大和郡山市全域

「JR・近鉄郡山駅周辺地区」、「大和小泉駅周辺地区」、「平端駅周辺地区」を本業務の重点整備地区とする。

#### (5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

#### (6) 提案限度価格

13,435,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴

力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

- (6) 大和郡山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (7) 過去5年間に日本国内での同種・類似業務の実績を1件以上有すること。

## 5. スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおり予定している。

| 番号 | 項目                | 日程                                 |
|----|-------------------|------------------------------------|
| 1  | 公募開始日             | 令和6年5月2日(木)                        |
| 2  | 質問受付期間(第1回)       | 令和6年5月10日(金) 正午まで                  |
| 3  | 質問回答日(第1回)        | 令和6年5月14日(火) 市ホームページに掲載            |
| 4  | 参加意思表明書提出期限       | 令和6年5月16日(木) 正午まで                  |
| 5  | 第1回審査結果通知         | 令和6年5月22日(水) 電子メールで通知              |
| 6  | 質問受付期間(第2回)       | 令和6年5月24日(金) 正午まで                  |
| 7  | 質問回答日(第2回)        | 令和6年5月28日(火) 市ホームページに掲載            |
| 8  | 企画提案書提出期限         | 令和6年5月30日(木) 正午まで                  |
| 9  | プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和6年6月10日(月)                       |
| 10 | 審査結果通知・公表         | 令和6年6月13日(木)までに電子メールで通知、市ホームページに掲載 |
| 11 | 業務委託契約            | 令和6年6月中旬                           |

※本業務についての説明会は実施しない。

## 6. 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

本事業に不明点がある場合は、質問書(様式1)によりメールで提出を行うこととし、電話・来庁・FAX等による質問は受け付けないものとする。なお、質問事項がない場合は質問書の提出は不要とする。

- 提出書類 質問書(様式1)
- 提出期限 第1回 令和6年5月10日(金) 正午まで  
第2回 令和6年5月24日(金) 正午まで
- 提出方法 メールによる提出。件名を「大和郡山市バリアフリー基本構想改定業務委託プロポーザル質問書(会社名)」とすること
- 提出先 大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 指導係 (担当 小谷、十河、浦詰)
- メールアドレス senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp

### (2) 質問の回答

各事業者より提出された質問は、全ての回答をとりまとめた回答書を作成し、本市ホームペー

ジに掲示する。

## 7. 参加意思表明書の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、下記の提出書類に必要事項を明記のうえ提出すること。提出部数は1部とする。

### (1) 提出書類

- ① プロポーザル参加意思表明書(様式2)
- ② 提案者の業務実績表(様式3)
- ③ 業務実施体制(様式4)
- ④ 配置予定技術者の経歴等(様式5)
- ⑤ 会社概要(様式6)

### (2) 提出方法

- 提出期限 令和6年5月16日(木) 正午まで
- 提出方法 直接持参または郵送すること。FAXは不可。  
持参の場合は平日午前9時から午後5時まで受付(土日、祝日を除く)
- 提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4  
大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 指導係 (担当 小谷、十河、浦詰)

### (3) 参加意思表明書等の内容に関する留意点

#### ① 提案者の業務実績

- (ア) 提案者が過去に従事した同種・類似業務の元請実績について記載すること。
- (イ) 記載する同種・類似業務は、平成31年4月1日以降に完了した、国または地方公共団体が発注したものに限る。
- (ウ) 同種業務とは、「バリアフリーマスタープラン策定業務又はバリアフリー基本構想の策定業務」の業務実績をいう。
- (エ) 類似業務とは、「ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりに関する計画の策定業務」の業務実績をいう。
- (オ) 実績については、これを証する契約書等の写しを添付すること。

#### ② 業務実施体制

- (ア) 配置予定の管理技術者、担当技術者(最大3名)、及び照査技術者を記載する。
- (イ) 配置予定技術者については、業務仕様書に記載する条件に適合する者であること。

#### ③ 配置予定技術者の経歴等

- (ア) 配置予定技術者について、技術士・RCCM等の保有資格を記載する。
- (イ) 保有資格については、これを証する資格者証等の写しを添付すること。
- (ウ) 記載する同種・類似業務は、平成31年4月1日以降に完了した、国または地方公共団体が発注したものに限る。
- (エ) 同種業務とは、「バリアフリーマスタープラン策定業務又はバリアフリー基本構想の策定業務」の業務実績をいう。
- (オ) 類似業務とは、「ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりに関する計画の策定業務」の業務実績をいう。
- (カ) 実績については、これを証するTECRIS等の写しを添付すること。

(キ) 手持ち業務の状況については、参加意思表明書等の提出日現在における、契約金額500万円以上の業務を全て記載すること。

(4) 審査方法

プロポーザルの参加資格を確認をした上で、企業及び実施体制の評価を事務局にて行い、技術提案書の提出者を3社程度選定する。

8. 第1回審査通過者への通知について

第1回審査により、提案書の提出者に選定された者は、令和6年5月22日(水)に電子メールで通知するものとする。

9. 企画提案書等の提出(第1回審査通過者)

第1回審査の通過者は、本実施要領及び業務仕様書に基づき、考え得る最適な方策を提案書により提案するものとする。技術提案書は1社につき1件とし、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案審査申請書(様式7)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画(様式8)
- ④ 特定テーマ(任意様式)
- ⑤ 見積書及び内訳書(任意様式)

(2) 提出方法

- 提出期限 令和6年5月30日(木)正午まで
- 提出方法 直接持参または郵送すること(簡易書留郵便に限る)  
持参の場合は平日午前9時から午後5時まで受付(土日、祝日を除く)
- 提出場所 「7. 参加意思表明書等の提出」に同じ
- 提出部数 正本1部、副本7部、電子データ(Email送信等)  
ただし、提案審査申請書(様式7)は正本のみに添付すること。

10. 企画提案書の作成要領

(1) 基本事項

- 会社名及び会社名が推定できる文言の記述はしないこと。
- 対象業務に対する具体的な提案を記載すること。
- 業務委託仕様書の記載事項以外の内容を含む場合や本実施要領の条件に適合しない場合は、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- 公募型プロポーザルへの参加を理由とした職員等へのヒアリング、写真撮影が許可されない場所での写真撮影、通常立ち入りできない場所への立ち入りことについては固く禁ずる。

(2) 企画提案書の内容に関する留意点

① 企画提案書の作成方法

- (ア) 様式は任意とし、業務にかかるテーマについて、提案内容を記載すること。
- (イ) 用紙はJIS A4判縦長・片面を原則し、文字サイズは12pt以上とすること。
- (ウ) 書類は読みやすさに留意し、正確かつ簡潔な内容とすること。提出が求められていない資料

を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。また、カラー印刷での提出も可とする。

(エ) ファイル形式は Microsoft Word 及び Excel または PDF 形式にすること。

② 業務の実施方針・実施フロー・工程計画の作成方法

(ア) 様式8を使用し、用紙は原則 JISA3判横長・片面1ページとする。

(イ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画は簡素に記載すること。

(ウ) 工程は開始時期を契約締結後(令和6年6月中旬)とし、完了時期を令和7年3月末とする。

③ 特定テーマ

(ア) 特定テーマは以下のとおりとする。

『重点整備地区の特性を踏まえたうえでの、基本構想の改定業務の進め方について』

バリアフリー関連の法令や大和郡山市の関連計画等の内容を考慮することに加えて、重点整備地区の特性を踏まえたうえで、面的・一体的なバリアフリー化を進めるための移動円滑化方針の検討方法及び重点整備地区の設定についての考え方、さらにまち歩き点検を実施するにあたっての調整事項を含む工程等を示し、基本構想改定までにどのように業務を進めるのかを具体的に提案すること。

(イ) 様式は任意とし、A4 片面 4 枚を限度とする。

④ 見積書及び内訳書の作成方法

(ア) 本業務に係る参考見積を提出すること。

(イ) 内訳書は人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるよう、可能な限り詳細に記載すること。

(ウ) 提案上限額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

(エ) 様式は任意とするが、A4 版とする。

(オ) 代表者氏名を記載・押印の上、金額は消費税等込み(税率 10%)の金額を記入すること。

(カ) 見積書の宛名は「大和郡山市長 上田 清」とすること。

⑤ その他提出上の注意事項

提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。

## 11. 実施体制及び配置予定技術者の要件

### (1) 実施体制

本業務の担当者として、管理技術者、担当技術者(最大 3 名)及び照査技術者を選任すること。ただし、管理技術者と主たる担当技術者は兼ねることができるものとする。

### (2) 管理技術者の資格要件

管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

① 技術士〔総合技術監理部門〕(建設一都市及び地方計画)

② 技術士〔建設部門〕(都市及び地方計画)

③ RCCM〔都市計画及び地方計画〕

### (3) 照査技術者の資格要件

照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。なお、管理技術者及び照査技術者は、兼任することができないものとする。

① 技術士〔総合技術監理部門〕(建設一都市及び地方計画)

② 技術士〔建設部門〕(都市及び地方計画)

### ③ RCCM〔都市計画及び地方計画〕

※配置予定の技術者はすべて、本業務完了まで熱意と責任を持って確実に従事できる者とする。

## 12. 企画提案書の特定方法(二次審査)

### (1) 審査方法

一次審査を通過した者は、下記の通りプレゼンテーションを実施し、選定委員会が評価を行う。

### (2) プレゼンテーションの実施方法

- ① プレゼンテーションの実施日時・場所等については、別途参加者に通知する。
- ② 提案者は自らの提案内容の説明を行うが、提案資料と同様に提案者の会社名及び会社名が推測できるような説明はしてはならない。
- ③ 持ち時間は、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分の合計 25 分間とし、規定の時間を経過した場合は直ちに終了する。ただし、質疑応答については、持ち時間を延長する場合がある。
- ④ 提案者の参加人数は 3 名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションに必要なパソコンは、提案者が用意すること。
- ⑥ プレゼンテーションの際使用する配布資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配付は認めない。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明することは差し支えない。
- ⑦ 発注者は、プレゼンテーション内容を録画及び録音することができる。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、令和 6 年 6 月 13 日(木)までに、プレゼンテーション実施者毎に個別に通知する。

## 13. 企画提案書(二次審査)の評価基準及び審査方法

- ① 別紙の評価基準に基づき評価を行う。
- ② 二次審査については、技術提案書を提出した者の中から①に基づく評価点が最も高い者を優先交渉権者として特定する。なお、最高得点者が 2 者以上となった場合は、「企画提案書の評価」の得点が高い者を優先する。それでも決しない場合は選定委員会の委員の多数決で決定し、可否同数の場合は委員長が決定する。同様に次点の優先交渉権者も決定する。
- ③ 選定委員会は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## 14. 契約の締結

- ① 優先交渉権者の提出した企画提案書及び見積書を踏まえ、契約締結に向けて協議を行い、本業務の特記仕様書を作成する。協議において、必要な範囲内で技術提案書の項目の追加・変更及び削除を行うことができる。協議がまとまらない場合は、次点者と協議する。
- ② 上記において作成した特記仕様書に基づき、改めて見積書を提出すること。なお、この見積書の金額は、原則として技術提案書提出時の見積額を超えないものとする。ただし、協議時において技術提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- ③ 協議が整った場合、業務ごとに随意契約を締結する。ただし、本業務の契約交渉・契約締結までの間に、大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けた場合は、本業務の契約交渉・契約を行わない。

## 15. その他の留意事項

- ① 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 企画提案書の作成及び提出、並びにプレゼンテーションに要した費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等の資料については返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、組織内で複写・配布を行う場合がある。
- ⑤ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書を無効とするとともに、入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- ⑥ 企画提案書の提出後における、記載内容の追加・変更は原則認めない。ただし、記載した配置予定技術者が、病休・死亡・退職等のため、やむを得ず変更を行う場合は、同等以上の技術者であるという資料を提出し、発注者の了解を得なければならない。
- ⑦ 管理技術者及び担当技術者等は、このプロポーザル方式の実施の通知の日以前に、参加業者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。なお、契約時には、雇用関係の証明できる書面を提出すること。
- ⑧ 随意契約の相手方として決定した以降に辞退した場合は、大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を行うことがある。
- ⑨ 参加表明後やむを得ない事情で辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出すること。この場合、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 16. 事務局

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 指導係 小谷、十河、浦詰

TEL:0743-53-1759 FAX:0743-53-5001

メールアドレス: [senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp](mailto:senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp)